

上尾市戸籍法関係手数料徴収条例第6条第2号の法律の規定を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第59号

上尾市戸籍法関係手数料徴収条例第6条第2号の法律の規定を定める規則の一部を改正する規則

上尾市戸籍法関係手数料徴収条例第6条第2号の法律の規定を定める規則（平成12年上尾市規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則第29号を次のように改める。

(29) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）第37条

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年1月17日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市戸籍法関係手数料徴収条例第6条第2号の法律の規定を定める規則本則第29号の規定は、この規則の施行の日以後に行う戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する事務に係る申請について適用し、同日前に行う同法に規定する事務に係る申請については、なお従前の例による。